別添え (従業員等に周知するために掲示、活用する場合)

**消防計画概要　　　　　　　　　　　　　　　　（掲示用）**

（連絡先　内線　　　　　）

防火・防災管理者（　　　　　　　）

自衛消防隊長

自衛消防対策

予防対策

（連絡先　内線　　　　　）

本部隊

●点検・検査業務

　　　地区防火担当責任者

（　　　　　　　　）

　　　地区防火担当責任者

（　　　　　　　　　）

防火・防災管理者（　　　　　　　）

火元責任者

（　　　　　　　）

火元責任者

（　　　　　　　）

建物等・消防用設備等

点検・検査員

（　　　　　　　　）

　　　地区防火担当責任者

（　　　　　　　）

火元責任者

（　　　　　　　）

火元責任者

（　　　　　　　）

　　地区隊

　　地区隊

　　地区隊

点検・検査の指導・監督

日常の火災予防

・火気管理

・設備等の維持管理

・出火防止の自主検査

・避難安全の自主検査

|  |  |
| --- | --- |
| 管理権原者（　　　　　　　　　　　　　　） | |
| 自衛消防隊長（　　　　　　　　　　代行者　　　　　　　　　　） | |
| 本部隊  通報連絡班（　　　　　　　　　　　　　　　　）  初期消火班（　　　　　　　　　　　　　　　　）  避難誘導班（　　　　　　　　　　　　　　　　）  応急救護班（　　　　　　　　　　　　　　　　）  安全防護班（　　　　　　　　　　　　　　　　） | 地区隊（連絡先　内線　　　　　　　）  地区隊長（　　　　　　　代行　　　　　 ）  通報連絡班（　　　　　　　　　　　　　　　　）  初期消火班（　　　　　　　　　　　　　　　　）  避難誘導班（　　　　　　　　　　　　　　　　）  応急救護班（　　　　　　　　　　　　　　　　）  安全防護班（　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 地区隊（連絡先　内線　　　　　　　）  地区隊長（　　　　　　　代行　　　　　　　 ）  通報連絡班（　　　　　　　　　　　　　　　　）  初期消火班（　　　　　　　　　　　　　　　　）  避難誘導班（　　　　　　　　　　　　　　　　）  応急救護班（　　　　　　　　　　　　　　　　）  安全防護班（　　　　　　　　　　　　　　　　） | 地区隊（連絡先　内線　　　　　　　　）  地区隊長（　　　　　　　代行　　　　　　　 ）  通報連絡班（　　　　　　　　　　　　　　　　）  初期消火班（　　　　　　　　　　　　　　　　）  避難誘導班（　　　　　　　　　　　　　　　　）  応急救護班（　　　　　　　　　　　　　　　　）  安全防護班（　　　　　　　　　　　　　　　　） |

（連絡先　内線　　　　）

火元責任者

（　　　　　　　　）

火元責任者

（　　　　　　　　）

（連絡先　内線　　　　　）

（連絡先　内線　　　　）

（連絡先　内線　　　　　）

建物等の定期の自主検査

消防用設備等の自主点検

●防火・防災教育

火災予防運動時期に実施（　　月、　　月）　新入社員教育（　　月、　　月）

火災時の対応の周知

地震時の対応の周知

従業員が守るべき事項の周知

・１１９通報、防災センター連絡

・消火器等による初期消火

・避難要領、避難経路の周知

・身の安全の確保

・出火防止

・出火時の初期消火

・一斉帰宅抑制

・避難施設の維持

・防火設備の維持

・火気管理ルール（喫煙、危険物品、火気使用等）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **災害発生時の対応**（火災、地震等が発生した時の対応） | | |
| ●火災時  ・通報連絡班　１１９番通報、館内への非常放送、関係者への連絡、災害状況の情報収集  ・初期消火班　消火器・屋内消火栓等による消火活動  ・避難誘導班　出火階・直上階の優先避難、非常口の開放、エレベーターによる避難は行わせない  ・応急救護班　必要により救護所の設置、逃げ遅れ者の救出、負傷者の応急手当の実施  ・安全防護班　排煙口の操作、防火戸、防火シャッター等の閉鎖 | | |
| ●震災時  ・身の安全の確保  ・(通)被害状況の把握  ・(通)火災発生時の１１９番通報  ・(応)負傷者等の初期救助、初期救護  ・(応)エレベーターの閉じ込め者の対応  ・(通)従業員家族の安否確認  ・(避)在館者の避難誘導（倒壊危険時）  ・(通)一斉帰宅の抑制（交通機関停止時） | ●大規模テロ等発生時  ・身体防護措置の実施  ・(通)１１９番通報（自己事業所で発生時）  ・(避)屋外への退避指示、避難誘導  ・(通)行政機関の指示を在館者に伝達  ●大雨又は強風時  ・(安)浸水防止措置の実施  ・(避)在館者の避難誘導（避難を要する時） | ●受傷事故発生時  ・(通)１１９番通報  ・(応)応急手当の実施（ＡＥＤ等）  ・(応)必要により救護所の設置  ●ガス漏えい事故発生時  ・(通)ガス会社へ通報  ・(通)１１９番通報  ・(避)火気電気の使用禁止と避難指示  ・(安)緊急遮断弁閉止（ガス漏えいが継続する場合） |

●管理業務

・消防機関へ報告、連絡

・防火管理維持台帳の整備

・収容人員の管理

・工事中の安全対策の樹立

・火気の使用制限、臨時の火気使用の監督

・放火防止対策

・家具、じゅう器等の転倒落下移動防止措置

●自衛消防訓練

総合訓練（　　月、　　月）

避難訓練

通報訓練

安全防護訓練

応急救護訓練

消火訓練

防火区画の設定

排煙設備の操作

部分訓練

（　　　月）

部分訓練

（　　　月）

部分訓練

（　　　月）

部分訓練

（　　　月）

部分訓練

（　　　月）

応急手当

搬送要領

各消火設備の取扱い

避難指示

誘導員の配置

避難路の確保

消防機関への通報

在館者への避難放送